



広報

住んでみたい村 住んでよかった村の実現

どらし



9/26 (土) 道志村保育所運動会 たんぽぽ組の障害物競走

主な目次

- P 2 令和元年度決算公表
- P12 聖火ランナーインタビュー
- P17 学校だより



開催会場

開催まで 264 日

決算公表

一般会計

歳入 2,058,839 千円 (増減率 Δ 0.2%)

歳出 1,933,214 千円 (増減率 1.8%)

令和元年度の一般会計と特別会計（7会計）の決算が9月の議会定例会において承認されました。村民の皆さんが納めている税金（村税）や国・県からの支出金、村債（借金）などが私たちの暮らしにどのように使われたかを理解していただくため、決算について説明します。

令和元年度の一般会計歳入総額は2,058,839千円で、歳出総額は1,933,214千円でした。また、特別会計を含む全会計の歳入総額は2,902,314千円で、歳出総額2,762,693千円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は139,621千円となりましたが、この内34,308千円は令和2年度で行う事業の財源となるため、これを除いた105,313千円が実質的な黒字額となります。

目的別歳出状況のうち前年から増額となったのは民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金で、このうち民生費については保育料無償化に伴うシステム改修費の増、保育所運営費の増が、衛生費については診療所会計への繰出金の増が、商工費については指定管理者への委託料の増が、土木費については簡易水道会計・浄化槽会計への繰出金の増が、消防費については常備消防費・消防団活動事業費・災害対策費の増が主な要因となっています。また、災害復旧費については台風被害による農業施設・林道・村道の復旧費などが増加しており、公債費については過疎債・臨時財政対策債の元利償還金の増加が、諸支出金については庁舎建設基金やふるさと納税基金等への積立額の増加が主な要因となっています。また、前年から減額となったものを上位から見ますと、総務費・農林水産業費については投資的経費の減、議会費については議員報酬の減が要因となっています。

令和元年度 決算総括表

(単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C (A-B)	翌年度繰越財源 D	実質収支 E (C-D)
一般会計	2,058,839	1,933,214	125,625	34,308	91,317
特別会計	843,475	829,479	13,996	0	13,996
国民健康保険	297,201	288,508	8,693	0	8,693
国保診療所	103,363	103,363	0	0	0
簡易水道	84,506	84,306	200	0	200
介護保険	202,684	197,681	5,003	0	5,003
介護サービス	1,385	1,385	0	0	0
浄化槽	105,872	105,772	100	0	100
後期高齢者医療	48,464	48,464	0	0	0
合計	2,902,314	2,762,693	139,621	34,308	105,313

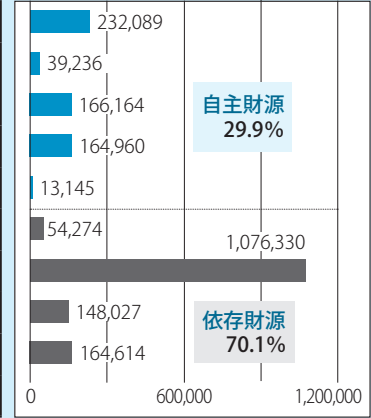
一般会計歳入状況

(単位：千円)

区分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率	
	決算額	構成比	決算額	構成比			
自主財源	村税	232,089	11.3%	220,062	10.7%	12,027	5.5%
	使用料等	39,236	1.9%	53,637	2.6%	△14,401	△26.8%
	寄付金等	166,164	8.1%	139,360	6.8%	26,804	19.2%
	繰越金	164,960	8.0%	124,771	6.0%	40,189	32.2%
	諸収入	13,145	0.6%	15,197	0.7%	△2,052	△13.5%
依存財源	譲与税等	54,274	2.6%	48,972	2.4%	5,302	10.8%
	地方交付税	1,076,330	52.3%	1,008,116	48.8%	68,214	6.8%
	国県支出金	148,027	7.2%	170,191	8.2%	△22,164	△13.0%
	村債	164,614	8.0%	283,432	13.7%	△118,818	△41.9%
歳入合計		2,058,839	100.0%	2,063,738	100.0%	△4,899	△0.2%

歳入

一般会計歳入合計
2,058,839千円



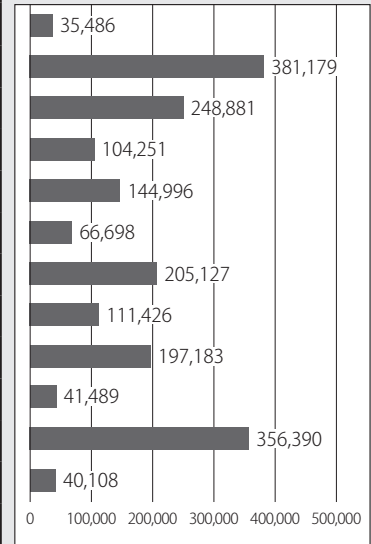
一般会計目的別歳出状況

(単位：千円)

区分	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
議会費	35,486	1.8%	37,402	2.0%	△1,916	△5.1%
総務費	381,179	19.7%	443,357	23.3%	△62,178	△14.0%
民生費	248,881	12.9%	226,937	12.0%	21,944	9.7%
衛生費	104,251	5.4%	102,109	5.4%	2,142	2.1%
農林水産業費	144,996	7.5%	225,207	11.9%	△80,211	△35.6%
商工費	66,698	3.5%	63,291	3.3%	3,407	5.4%
土木費	205,127	10.6%	197,982	10.4%	7,145	3.6%
消防費	111,426	5.8%	100,985	5.3%	10,441	10.3%
教育費	197,183	10.2%	179,686	9.5%	17,497	9.7%
災害復旧費	41,489	2.1%	6,961	0.4%	34,528	496.0%
公債費	356,390	18.4%	308,729	16.3%	47,661	15.4%
諸支出金	40,108	2.1%	6,132	0.3%	33,976	554.1%
歳出合計	1,933,214	100.0%	1,898,778	100.0%	34,436	1.8%

歳出

一般会計歳出合計
1,933,214千円



村民1人あたりの 目的別歳出内訳

人口1,652人 (R2.4.1現在)

1人あたり合計 **1,170,226円**

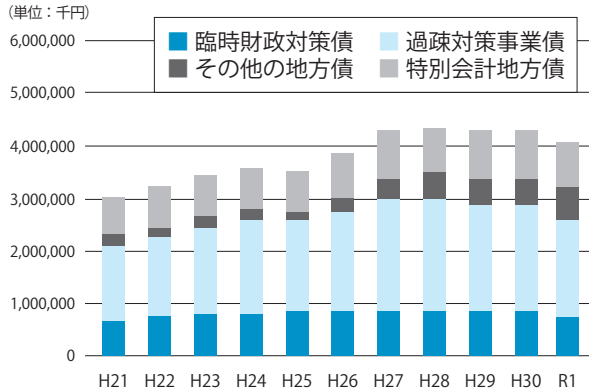
議会費	21,480円	土木費	124,169円
総務費	230,738円	消防費	67,449円
民生費	150,655円	教育費	119,360円
衛生費	63,106円	災害復旧費	25,114円
農林水産業費	87,770円	公債費	215,733円
商工費	40,374円	諸支出金	24,279円
合計		1,170,226円	

主要な事業の成果について

(単位:千円)

区分	事業名	決算額	事業内容
議会費	議会運営	27,854	定例会 4 回、臨時会 1 回開催。議員定数 10 名。
総務費	水カフェどうし整備運営事業	15,940	横浜市内にて村の情報発信や販路拡大の拠点となる施設の運営委託。
	道志村移住定住事業	3,692	道志村移住支援センター (Do・Shift!) の運営委託。お試し住宅運営。移住定住奨励助成金など。
	サテライトオフィス誘致事業	17,528	「道志村交流活動センター」をサテライトオフィスの拠点と位置づけ、改修工事を行った。また、企業誘致用のホームページ整備やパンフレット・DVD の制作を行った。
	オリンピック・パラリンピック推進費	7,446	2020 年に開催される東京オリンピックの自転車ロードレースのコースとなったことで、村民の機運醸成に努めるため、各種イベントや横断幕・パネル等の作成。
	街路灯管理費	14,240	交通安全及び防犯対策を目的として、国道・村道に設置している街路灯の維持管理。村道に設置してある水銀灯 (200W) 186 基を LED 街路灯 (10W) に交換。
民生費	学童保育運営事業	3,632	小学校の放課後に保護者に代わり子どもたちの見守りを行う。入所児童 11 名/開所日数 237 日
	保育所運営事業	51,696	保育の必要性のある児童を保護者に代わって集団で保育を行う。入所児童数 43 名
	介護慰労金支給事業	1,480	要介護 4 以上の高齢者を介護している家族への慰労金支給 (20,000 円/月額)
衛生費	いきいき健康村どうし健診事業	7,281	生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を目的として基本健診・ガン検診を実施。また、健診日に受診できなかった人などを対象に人間ドック費用の一部を助成。
	予防接種事業	3,314	全村民を対象に季節性予防接種費用の一部を助成。村独自事業として任意接種の【おたふくかぜ】【ロタウイルス】の全額助成。
	一般廃棄物処理事業	46,533	粗大ごみ運搬・処理委託、し尿・汚泥を除く一般廃棄物運搬・処理委託、不法投棄の撤去作業等。
農林水産業費	県単土地改良事業	13,009	鳥獣害防止施設設置 (三ヶ瀬地内) L=631.5 m、H=2.3 ~ 2.6 m
	農業基盤整備促進事業	5,365	鍛冶屋前用排水路改良工事 (板橋地内) 【設計】 3,300 【工事】 2,065
	村内景観間伐事業	9,114	通行する際の見通し確保、日当たりの悪い箇所改善のため国道沿いの民有林の間伐実施。【現年】 長又地区、大渡地区、椿地区、谷相坂【繰越】 大渡地区、椿地区
	林道維持管理事業	22,973	村内の森林整備活動推進のため、林道 21 路線の維持管理。
商工費	観光施設維持・管理事業	25,825	観光施設修繕 (道の駅、温泉、水源の森)、観光施設運営委託費 (温泉) など。
	清流の花火大会開催事業	3,000	道の駅どうしを会場として、8 月 17 日 (土) に開催。花火大会実行委員会への運営補助金。打ち上げ花火 1,220 発、小型煙火 1,300 発。ナイアガラ花火 100m。
土木費	若者定住応援補助事業	557	村内に定住する若者等に対し、住宅の取得・増改築への補助金交付や利子補給など。
	村道改良事業	25,217	【現年】 村道谷相~池之原線落石防護柵設置工事【繰越】 村道道坂線改良工事
	村道維持管理事業	69,702	村道 97 路線の維持管理。(橋梁長寿命化、舗装・水路修繕、台風災害に伴う土砂撤去・修繕など)
	村道新設改良事業	5,277	村道板橋線舗装改良工事。アスファルト舗装 558㎡、コンクリート舗装 91㎡
消防費	広域常備消防事務委託事業	80,364	広域常備消防に係る事務全般を都留市消防本部に委託。3交代制での消防事務。
	消防団活動事業	13,201	住民の安心・安全を確保するために、消防団の特性である地域密着性・要因動員力・即時対応力を活かして、火災の予防・警戒・消防防災活動に従事する。火災出動 4 回、台風特別警戒 2 回、行方不明者捜索 9 回。
	災害対策事業	7,657	総合防災訓練の実施、災害警戒・対策本部の運営、防災備蓄品の更新・整備、自主防災組織運営支援補助金の交付 (長又・野原)。
教育費	道志村スクールバス委託事業	33,086	富士急山梨バス(株)にスクールバスを委託 (小学校 2 両、中学校 2 両)
	高等学校等就学に対する助成事業	5,160	村内に住所がある高校生を扶養する世帯に対し、高等学校等への就学に係る費用の一部を助成 (高校生 1 名につき 10,000 円/月額 助成対象者 43 名)
	学校給食事業	19,540	児童生徒 100 名、教職員 30 名の年間 180 食の給食を提供。
諸支出金	基金積立金	40,108	人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金 (ふるさと納税) 17,115 千円、役場庁舎建設基金 14,726 千円、暮らし向上基金 3,400 千円、その他基金 4,867 千円

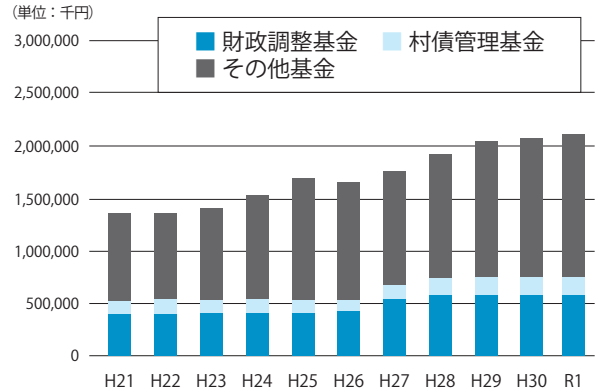
地方債現在高の推移



令和元年度末の地方債残高（特別会計含む）は、およそ40億7,300万円で、前年度から1億8,526万円減少しました。これは、事業費の削減等により起債発行額を抑制したためです。

内訳については、臨時財政対策債7億7,500万円、過疎対策事業債19億800万円、その他の地方債5億3,400万円、特別会計8億5,600万円となっています。

基金現在高の推移



H30年度末の基金残高（特別会計含む）は、およそ21億2,000万円で前年度から47,000万円増加しました。

内訳については、財政調整基金6億円、村債管理基金1億3,300万円、その他基金13億8,700万円となっています。

～令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況～

○健全化判断比率の状況

(以下単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
27年度決算	—	—	6.1%	—
28年度決算	—	—	6.2%	—
29年度決算	—	—	7.1%	—
30年度決算	—	—	7.8%	—
元年度決算	—	—	8.8%	—
用語の説明	福祉、教育、村づくり等を行う一般会計等（診療所特別会計を含む）の赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。	すべての会計に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。	毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額（普通交付税措置分を除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。	借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

※—は0%以下のため数値として算出されません。

○公営企業に係る資金不足比率の状況

区分	資金不足額	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	—	—
浄化槽事業特別会計	—	—

用語の説明 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。

○実質公債費比率（単年度の比率）

平成29年度	8.97579%
平成30年度	8.21792%
令和元年度	9.28086%

○財政健全化法とは・・・？

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の健全化判断比率4指標と公営企業の資金不足比率について毎年公表し、指標が基準以上となれば「早期健全化団体」・「再生団体」・「経営健全化団体」として、財政健全化計画等を策定し、早期に財政の健全化や再生を図ることを義務付けた法律です。

決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定に基づき令和元年度一般会計・特別会計の決算状況を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

道志村監査委員 山口 米一
同 大田 博文

審査の実施期間

令和元年8月5日から7日までの3日間

審査の方法

監査にあたっては、村から提出された令和元年度歳入歳出決算書、令和元年度決算状況及び主要な施策の成果をもとに、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行について、書類審査と関係職員からの説明聴取を実施した。関係法令等に準拠し、経済性や効率性、有効性の観点で事務が執行されているかを主眼として審査照会した。

審査結果

予算の管理状況、執行状況については、適正に執行されていることを認めたが、その内容並びにこれらに対する審査意見は、以下に記述のとおりである。

〔一般会計〕

令和元年度一般会計における歳入の状況は、2,058,839千円で前年度決算額2,063,738千円に対し0.24%の減となっている。

歳入における自主財源の占める割合は29.9%で、依存財源が70.1%となっており、依然として自主財源の低い財政状況下にある。自主財源の確保は、自立と持続する村づくりに繋がるものであり、人口増加による税収増や交流人口増加による公共施設使用料増などが考えられる。依存財源に頼らざるを得ない状況ではあるが、自主財源の割合増への努力を継続して行うよう求める。

主要な自主財源である村税について収入状況を見ると全体の11.3%を占め、調定額は236,233千円で対前年度比11,133千円(4.9%)の増加であった。収納率は対調定98.2%と対前年度比0.5%の増となった。村民税について、法人住民税は、設備投資や収益減少などの理由から減少となったが、村民税が高額の株式等譲渡所得者がいたため、前年度比11.4%増となったことにより、全

体でも前年度比11.9%の増収となった。固定資産税は、新築家屋の件数が増えたことにより、賦課税額は増加したが、土地柄取引が発生しづらく評価額の上昇は見込めないため、今後も減収が見込まれる状況である。軽自動車税は、所有台数は横ばいだが、新税率対象者の割合が増加しているため4.0%増となった。たばこ税、入湯税とも減少しているが、主要要因は喫煙者の減少、国道413号線青根地区の通行止め及び新型コロナウイルスの影響が大きい。

村税の収納率は前年度を上回っているが、今後も税の賦課徴収の公平性を期すとともに、収納率向上のため積極的な努力を期待するところである。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況における各指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)の数値は健全に推移していることが確認できた。実質公債費比率(3カ年平均)は8.8%で、前年度比1.0%増加、平成29年度比では1.7%増加している。前年度比から増加した要因のひとつとして学校建設等の起債償還が影響していることが考えられるが、目安となる早期健全化基準25.00%と比較すると、大きく下回っていることから、良好と認められる。しかしながら、実質公債費比率は、過去3年間の平均値のため、今後も上昇が見込まれることから財政状況に十分留意し、推移を見守る必要がある。今後、事業の重要度

や必要性を検討した上で、将来的に有効な財政計画を定めるとともに、計画的で堅実な管理運用を求めるところである。早期健全化基準値に至らぬよう財政健全化に努めていただきたい。

令和元年度一般会計における歳出の状況を見ると、総合計画に基づいた村民の暮らしに直結する防災、福祉、農林業、教育関連事業など、きめ細かに実施されていることが確認できた。また、昨年度に引き続き「景観間伐事業」、「サテライトオフィス誘致事業」、「オリンピック・パラリンピック推進事業」など新しい取り組みも継続されており、今後に期待するところであるが、長期的展望を持つて方向をしっかりと見定めた上、制度設計等入念な事前準備に基づき実施されるよう願う。人口対策については、福祉・教育環境が一段と充実されていることが確認できた。また、移住者数も増加しており、着実に成果が現れている。一方、依然移住希望者の住宅が不足している中、新規村営住宅建築事業が未執行となったことは残念である。本村の風土や地形を活かし「住んでみたい村、住んで良かった村」の実現に向け、引き続き移住定住環境の整備に努めていただきたい。

全体的に総合計画に位置付けられた各種施策に対し、総合計画との整合性も図られ、住民の意向に沿った事業が実施されていると判断される。

目的別歳出状況から支出の変動につい

て分析すると、対前年度比で民生費9.7%、衛生費2.1%、商工費5.4%、土木費3.6%、消防費10.3%、教育費9.7%、災害復旧費496.0%、公債費15.4%、諸支出金が554.1%増加しており、議会費5.1%、総務費14.0%、農林水産業費が35.6%減少している。

増加の要因について、民生費は、保育所無償化によるシステム改修及び保育士増による人件費の増、衛生費は、診療所会計繰出金の増、商工費は、道志の湯委託料の増、土木費は、台風災害により発生した小規模修繕の増、消防費は、都留広域消防委託料の増及び行方不明者捜索費の増、教育費は、校務支援システムの導入、旧道志小学校解体工事及び小中教職員のPC入れ替え、災害復旧費は、台風災害により復旧費の大幅増、公債費は、過疎債・臨時財政対策債、諸支出金は、基金への積立金が増加したことによる。

また、減少の要因については、議会費は、議員数の減少、総務費は、前年度の告知端末整備、村政130年記念事業が終了したため相対的に減少した。農林水産業費は、中山間所得向上事業及び再生可能エネルギー普及促進事業が前年度で終了したため減少した。

今後の予算配分については、社会情勢を反映しつつ、住民の意向に配慮し、事業の必要性や効率性、優先順位についての確な選択を行い、事務事業の円滑な実施がなされるよう更なる努力を求めます。

【特別会計】

特別会計の決算状況は、歳入843,475千円で対前年度比40、171千円(5.0%)の増加、歳出829,479千円で対前年度44,667千円(5.6%)の増加となっている。各会計において実質収支が赤字決算となる会計はない。

なお、次の会計においては、以下の記述のとおり一層努力されたい。

「国民健康保険特別会計」

国民健康保険料の未収入額は3,316千円であり、対前年度比13.8%の減少となっている。

国民健康保険は、国民皆保険体制の一翼を担い、その基盤を支える制度である。保険加入者が人口減少と比例している状況であり、相互扶助の観点から保険料率の上昇が懸念される。平成30年度から山梨県が運営の主体となり、道志村も3方式に切り替えた。結果、平成30年度は県内一高額だった保険料が令和元年度は高額上位10位まで改善をみた。従前と違う県への負担金支払い方式に変わったことで、財政運営に支障を来たさないよう財政健全化への取り組みを期待する。

「国民健康保険診療所特別会計」

利用者はいづれ高齢者の割合が高いが、近年利用者は減少傾向にある。調査の結果、人口減少と近隣の規模の大きな病院等へ行く人が増えていることがわかった。後者については、引き続き村の

1次医療機関として、更に信頼される経営に努めるよう願う。

「簡易水道事業特別会計」

簡易水道使用料の未収入額は1,108千円であり、前年度比14.6%の減少となっている。また、資金不足に至っていないことを確認した。

水道使用料は、公共料金であることから、使用者相互の負担の公平性の確保と安定した水道事業の運営を図るためにも、滞納者に対し理解を求めながら、より厳正な料金徴収に努められたい。

「介護保険特別会計」

介護保険料の未収入額は577千円であり、前年度比6.6%の減少となっている。消費税が増税されたことに伴い、国から保険料を3年間抑えるよう指示があったため保険料収入は減額となった。当初予算では見込んでいない基金を最終的に740万円積み立てているが、会計検査院の指摘で基金を廃止した自治体の例もある。次期介護保険計画の策定も踏まえ、計画的な基金の運用をされたい。

「浄化槽事業特別会計」

浄化槽使用料の未収入額は1,912千円であり、前年度比5.2%の増加となっている。また、資金不足に至っていないことを確認した。浄化槽使用料は、公共料金であることから、使用者相互の負担の公平性の確保と安定した浄化槽事業の運営を図るためにも、滞納者に対し理解を求めながら、より厳正な料金徴収に努められたい。

総括

我が国の経済は、依然として外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復傾向であった。しかしながら新型コロナウイルスから新型コロナウイルスの拡大により、経済活動が停滞し、正にいま、国民の命と生活を守りながら経済再生への道を模索しているところである。

依然として少子高齢化により社会保障費の増大は著しく、これは、本村においても状況は同様である。財政状況も厳しく自主財源が3割に満たない中、あらゆる課題解決に向けて努力していくことが求められる。

コロナ禍において図らずも進んだICT化を更に推し進め、適正な役割分担と効率的な行政運営に努めることが求められると同時に、自立した地方の実現のため、堅実な財政運営も必要となる。

最後に、行政にとって住民との信頼関係が最も重要である。住民の意見によく耳を傾け、何が求められているのか、何を優先すべきかを精査し、引き続き信頼される行政であり続けてほしい。



道志村選挙管理委員会委員が改選されました

10月24日をもって、任期満了となる道志村選挙管理委員会の委員の選挙が9月18日の道志村議会定例会において行われ、次の方々が新たに選任されました。

任期 令和2年10月25日～令和6年10月24日

○選挙管理委員会委員

氏名	地区
半田 博敏	久保
佐藤 敬二郎	馬場
渡辺 長和	上中山
池谷 力三	上善之木

○選挙管理委員会補充員

氏名	地区
佐藤 文章	野原
佐藤 重雄	釜之前
山口 清正	竹之本
杉本 正治	下善之木

教育委員の紹介

教育委員の任期満了に伴い、10月1日付で、椿地区の村田幸家さんが就任されました。教育委員の任期は4年です。教育行政の推進にご尽力いただき、ご活躍を期待しております。



独居高齢者世帯への住宅用火災警報器給付事業について

事業の目的 建物火災による死者数の9割を占める住宅火災で、その死者数の半数以上が高齢者世帯であることから、平成18年に消防法を改正し、全ての住宅（一般住宅）に住宅用火災警報器の設置を義務付けました。しかし、村内における住宅用火災警報器の設置率が低いことや、高齢化社会の進展とともに、独居高齢者に対する一層の防火対策が求められることから、独居高齢者世帯を対象に住宅用火災警報器の設置を行います。

対象者 村内に住所を有し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく住宅用火災警報器の設置義務がある住宅（以下「対象住宅」という。）に居住する満70歳以上の独居高齢者を対象者とします。

設置方法 独居高齢者の居住する対象住宅につき、住宅用火災警報器（煙式）2台を上限として寝室・階段・廊下に設置します。設置費用は無料で、村が設置します。

問い合わせ 設置を希望される方は、道志村役場総務課（☎52-2111）までお問い合わせください。

11月・12月は税金の滞納整理強化月間です

県と市町村では、税の公平性を守り、税収を確保するため、県下一斉滞納整理強化月間を設定し、合同捜索やタイヤロックなどを重点的に実施します。

滞納処分の流れ

督促

納期限が過ぎても納付されない場合は督促状を発送します。発送後10日を経過しても納付がない場合は差押の対象となります。

財産調査・捜索

滞納者が所有している財産を調査します。捜索（滞納者の自宅などで財産を発見するために行う強制的な立ち入り）も行います。

差押

給与・預金・不動産・自動車などを差し押さえます。

換価

差し押さえた財産は、取り立てや公売をし、換価（換金）をします。換価して得た代金は滞納税に充てます。

納税に困ったら早めに相談を！！ 病気や離職などやむを得ない事情で税金が納付できない場合は、収入や資産等の状況によって分割納付ができる場合があります。納税が遅れるほど延滞金が増え、納付額が大きくなってしまいます。※ローン返済や生命保険の支払いはやむを得ない事情にはあたりません。

人権擁護委員のお知らせ

村内で活動されている人権擁護員のうち、佐藤徹子さんが9月30日をもって2期（6年間）の任期満了となりました。これに伴い、10月1日付けで、水越房江さん(新任)が法務大臣から委嘱されました。人権擁護員は、市町村において地域住民の人権が侵害されよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な処理をするとともに、人権の大切さについての理解を深めるための活動を行っています。また、人権擁護委員は、人格識見が高く、人権擁護に理解のある人を、村長が推薦し、法務大臣から委嘱されます。任期は3年間です。現在、道志村において3名の人権擁護委員が活躍しています。

人権擁護員

●佐藤 久美子さん（2期）

●山口 章さん（2期）

●水越 房江さん（1期）

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化するため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。

実施期間

11月12日（木）～18日（水）までの7日間 8時30分から19時まで

※土日は10時から17時まで ※強化週間以外は平日8時30分から17時15分まで

相談担当

甲府地方法務局職員、山梨県人権擁護員連合会人権擁護委員

電話番号

0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

献血のご協力ありがとうございました

10月12日(月)に集団献血を実施いたしました。やまゆりセンターで行い、村内各事業所のご理解と村民の皆様のご協力により、名の参加をいただきました。将来にわたる血液の安定的な確保が重要課題となっている中で、多くの方にご協力をいただき感謝いたします。



令和2年度日本赤十字社会費納入のお礼

日本赤十字は会員の皆様に支えられ、災害救護・国際活動・救急法等の講習・赤十字奉仕団活動の推進等の活動を実施しております。赤十字活動を資金面から支えてくださる方々を「会員」と呼んでおり、令和2年度は自治会長を通じて集金にご協力いただき、多くの方々にご納入いただきました。今後共、日本赤十字社の活動に、ご理解とご協力をお願いいたします。

地区名	社費
久保地区(月夜野～大室指)	65,000円
長幡東地区(椿～馬場)	52,000円
長幡西地区(竹之木～西和出村)	65,000円
川原畑地区(谷相～釜之前)	63,000円
神地地区(東神地～上中山)	69,000円
善之木地区(下善之木～長又)	115,000円
合計	429,000円

Net（ネット）119 緊急通報システムのご案内

山梨県東部消防指令センターでは、11月20日（金）午前8時30分より、NET119 緊急通報システムの運用を開始します。Net（ネット）119 とは、聴覚・言語機能等の障害により、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンなどからインターネット回線を利用して、ホーム画面のアイコンをタップするだけで救急か火事か、通報者が誰か、などの情報を自動的に通報することができます。

Net（ネット）119 緊急通報システムを利用するには

- ・事前に利用登録が必要です。登録申請受付窓口は道志村役場住民健康課です。専用の申請書に必要な事項を記入して提出していただきます。
- ・登録料は無料ですがインターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。

※使用できる機種など利用条件がありますので、詳しくは都留市消防本部のホームページをご覧ください。

問い合わせ 道志村役場住民健康課 ☎ 52-2113 FAX：52-2572 e-mail：fukushi@vill.doshi.lg.jp
都留市消防本部 都留市消防署道志出張所 ☎ 52-1119 FAX：52-2119

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

老齢基礎年金の受給者であり、以下の要件をすべて満たしている方

（65歳以上／世帯員全員の市町村民税が非課税／年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下）

障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者であり、以下の要件をすべて満たしている方

（前年の所得額が約462万円以下）

請求手続き

新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象になる方には日本年金機構から10月中旬頃、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、【ねんきんダイヤル：0570-05-1165（ナビダイヤル）】にお電話ください。

戦没者等のご遺族の皆様 第11回特別弔慰金支給のお知らせ

戦後75年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

対象者 令和2年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

●戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅してしまうので、ご注意ください。

請求窓口 道志村役場住民健康課 ☎52-2113

11月は「児童虐待防止推進月間」です

平成16年度に児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」とし、児童虐待防止のための各種取り組みを全国的に実施しています。児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの命を奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いています。相談は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。虐待などを受けた、または受けていると思われる子どもを見つけた場合は、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」に連絡して下さい。



共生社会の実現をめざして ひとりひとりが心のバリアフリーを広げましょう！

障害者差別解消法に基づいて、国と自治体には差別解消の取り組みが義務付けられ、山梨県内に障害者差別地域相談員が配置されています。「差別・不合理」と感じことを話してください。差別解消推進員が広い立場から関係機関にも働きかけを行う場合もあります。差別的扱いを受けた時、合理的配慮が必要な時は、障害者差別地域相談員まで連絡してください。障害者地域相談員は、県のホームページに名簿を掲載しています。

問い合わせ 山梨県障害福祉課 ☎055-223-1460 障害者差別解消推進員 ☎055-223-1362
道志村役場住民健康課 ☎0554-52-2113

2020.11.1 現在
オリンピック開会式まで

264日

TOKYO2020

みんなの輝き、つなげていこう。
Unity in Diversity

オリンピック
特集
VOL.22

○山梨県聖火リレー 6月26、27日に決定！

9月28日、東京2020組織委員会は、延期されていた東京2020オリンピック聖火リレーの実施概要を発表しました。実施日程は、2021年3月25日を出発日とする121日となり、山梨県を走行するのは6月26日（土）、27日（日）となります。聖火ランナーについては、延期前に既に決定していた方に優先して走行していただけるとされています。

道志村の聖火ランナーにインタビュー！

今回は、中学生ランナーである「日下部紫音」さんにインタビューを行いました。紫音さんは女子野球に熱心に取り組み、小学校時代には山梨県代表として活躍し、現在もなお野球部で活躍しております。

Q. どうして聖火ランナーに応募したのですか？

A. 日本で聖火リレーが行われることは、今後あるかわからない貴重な機会となります。この機会を逃さず、チャレンジしてみたいと考え、聖火ランナーに応募しました。

Q. 聖火ランナーに決定したときのお気持ちを教えてください。

A. 通知がきたときはとてもうれしかったです。それと同時に大舞台上で走行できるワクワクやランナーとしての責任感が湧きました。

Q. 家族や友人の方の反応はどのような感じでしたか？

A. 家族は私以上に喜んでくれました。友達も喜んでくれ、当日は応援にも来てくれます！

Q. 走行区間は富士河口湖町となりますが、お気持ちをおしえてください。

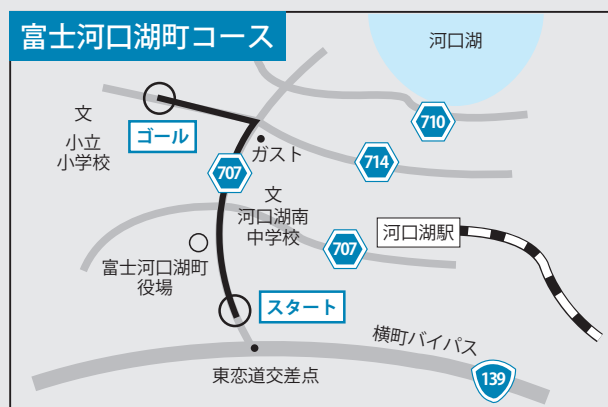
A. 富士河口湖町を走るとのことで正直驚きました。しかし、富士山をバックに走行できるので楽しみでもあります。これを機会に富士河口湖町の色々なところを知っていきたいと思います。

Q. 1年間延期されていましたが、その間に気持ちに変化はありましたか？

A. 走れるかという不安がありましたが、気持ちに変化はありません。来年は高校生になり、どこに住むかわかりませんが、聖火リレーは絶対走ります！

Q. 走行に向けての意気込みを教えてください。

A. しっかり楽しみながら、走りたくても走れなかった方の気持ちまで考え、走りたいと思います。応援よろしくお願ひします。



○東京 2020 オリンピック大会自転車競技ロードレースコースサポーターについて

昨年実施したテストイベントのコースサポーターに参加された方と今年3月に実施した再募集に応募された方に対し、来年行われる本大会のコースサポーター参加の意向調査を行っております。既定の人数に満たなかった場合、コースサポーターの再募集を行わせていただきます。再募集を行う場合、11月中旬以降を想定しております。

今後の詳細につきまして、組織委員会と連携を取りながら進めてまいります。広報やHP等のご確認をお願いします。

○東京 2020 公式アートポスターについて

東京 2020 公式アートポスターとは、国内外のアーティストにオリンピックまたはパラリンピックをテーマにした芸術作品を制作していただき、その作品をポスターに展開したものとなります。やまゆりセンターにおいて、東京 2020 公式アートポスターを展示します。ぜひ、ご覧ください。

空き家・空き地を募集しています

村では、空き家物件や空き地の売買・賃貸を希望する所有者と村内への移住希望者を仲介する空き家バンク制度を実施しています。村内への移住希望者が増加する中、紹介する物件や空き地が不足しています。ぜひ、使用しなくなった空き家物件や空き地がございましたら、ふるさと振興課までお問い合わせください。 [問い合わせ](#) 道志村役場ふるさと振興課 ☎ 52-2115

山梨県体育功労者表彰受賞

9月12日（土）に行われた表彰式において上中山地区の渡辺胆男氏が山梨県体育功労者表彰を受賞されました。渡辺氏は平成8年4月から平成14年3月まで道志村体育協会（現 道志村スポーツ協会）理事及び副会長を務め、平成14年4月から平成16年3月まで道志村体育協会長として道志村民の体力の増進、地域スポーツの普及に務められました。その傍らスポーツ少年団少林寺拳法の指導者として青少年の体力向上、精神力を育てる取り組みにご尽力されました。郡内地域のスポーツ振興や道志村社会体育振興の発展に大きく貢献した功績が認められ、山梨県体育功労者表彰を受賞することとなりました。受賞おめでとうございます。



山梨労働局からのお知らせ

山梨県の最低賃金は、令和2年10月9日以降 838円（1時間）に改定されました。この最低賃金は、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者を除き、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。 **問い合わせ** 山梨労働局賃金室 ☎ 055-225-2854 都留労働基準監督署 ☎ 43-2195

募集職種 保育士（保育士資格のある方）

雇用形態 フルタイム会計年度任用職員

採用予定人数 1名

勤務条件 (1) 月給 157,700円～
(2) 諸手当 一定の条件を満たす場合に通勤手当、期末手当等を支給
(3) 勤務時間等 週5日（8:30～17:15）
(4) 社会保険等 一定の条件を満たす場合に社会保険・雇用保険を適用

選考方法 書類及び面接

応募方法 役場総務課にある募集申込書に記入の上11月20日（金）までに提出してください。

問い合わせ 道志村役場総務課 ☎ 52-2111

急募!!

保育士募集



「歌の会」

福祉センターにおいて開催している「歌の会」は、新型コロナウイルス拡大防止のため当面の間お休みさせていただきます。

11月のつぼみっこくらぶ

◎みんなで楽しく外遊びしましょう

日時 11月5日（木）9時30分～11時

場所 やまゆりセンター 駐車場 **対象児** 1歳以上

内容 シャボン玉など外遊びをします（雨天時は室内で製作です）

見守り隊活動を実施しました

9月28日（月）に、白井平・中山・唐沢・谷相村営住宅前・野原地区において、「道志村小・中学校児童生徒登下校時の見守り隊」による見守り活動を実施しました。見守り隊は、教育委員、小・中学校の教職員、PTA会長、駐在所などの関係機関で構成されています。各学期に2回程度活動を行いますので、住民の皆さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



通学路安全推進協議会を開催しました

10月12日（月）に道志村通学路安全推進協議会を開催しました。通学路の危険箇所について各関係機関で連携し点検を行い、対策を検討しました。危険箇所一覧とその対策について、村ホームページに掲載しています。



広報 道志川

発行 大月警察署
道志駐在所
天野 直樹
☎ 52-2033

指名手配被疑者の捜査強化にご協力を

令和元年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は約6,000人です。これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配しており、再び犯行を敢行する恐れがあります。警察では特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力をあげて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、みなさんのご協力が是非とも必要です。「指名手配被疑者によく似た人を見つけた」といった情報など、どんな僅かなことでも結構ですので、大月警察署までご連絡をお願いします。



国際テロに関心を！

大月警察署では「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を控え、様々な国際テロ対策を推進しています。世界各国では、銃乱射事件や大型車を歩行者に衝突させるなど多くの犠牲者をだしたテロ事件が発生しています。大月警察署から次の2点についてご協力をお願いします。

- ①不審者(車)・不審物の発見時には警察へ通報する
- ②自主警戒の強化(戸締まりの徹底、防犯カメラの設置等)

関連する情報は、大月警察署まで

狩猟期における事故防止

令和2年度の狩猟期間は、11月15日から解禁されますが、秋は登山、ハイキングや釣り人など入山者が増える季節です。狩猟の際は、次のことに注意し、事故防止をお願いします。

狩猟事故防止7か条

- ・銃口は、絶対に人のいる方向に向けない
- ・銃は常に自分で管理すること
- ・脱包したら必ず機関部を開放すること
- ・実包は足場が決まってから装填すること
- ・猟場では矢先の確認をしっかりとすること
- ・注意力を養成すること
- ・同行者の位置とその移動に注意すること

ゴミを燃やさないで！

秋になり、落ち葉がでる季節になりました。空気が乾燥していますので、落ち葉や枯れ草を燃やす際は、消火準備をし燃え移らない場所で行ってください。また、事業で出たゴミだけではなく、家庭から出た一般ゴミを燃やしても廃掃法(焼却禁止)違反に、燃やす方法や状況によっては、軽犯罪法(火気乱用)違反などの犯罪になる場合がありますので、ゴミなどを自分で燃やさないようにしてください。





ぼくが一番楽しかったのは、水族館です。チンアナゴやウツボがとてもかわいかったです。サメも迫力があってびっくりしました。



三保の松原で、貝を拾ったり足を海に着けたりして楽しかったです。

登呂遺跡で昔の道具を実際に見ることができました。



修学旅行で一番心に残ったのは、エスパルスドリームプラザでの買い物です。なぜなら、買い物が上手にできたからです。



ホテルのハンバーグがおいしかった。ホテルの部屋がきれいだった。



東海大学海洋科学館で、間近にサメやマンタ、カクレクマノミ、チンアナゴなどを見られてとても楽しかったです。



久能山で徳川家のことをよく知ることができました。

東海大学海洋科学博物館での、ガラスの厚さや魚の中でも目が怖いサメが印象的でした。



3・4年生秋の遠足

9月28日(月)に3・4年生は、秋の遠足で県立科学館へ出かけました。前日まで雨が続き、天候が気になりましたが、当日は雲一つない晴天に恵まれました。

最初に、班ごと自由見学をしました。体験できるところがたくさんありました。そこでは、自分の体を持ち上げたり、シャボンの中に入ったりでき、とてもたのしい体験ができました。プラネタリウムでは、星や太陽の動きなどを科学館の方がわかりやすく説明をしてくださりました。天体の学習は、4年生で学習しますが3年生も真剣なまなざしで興味深く聞くことができました。お弁当を食べた後は、実験工作で「光る指」作りに挑戦しました。なぜ光るのかなどの科学の説明もよく聞いて、工作を楽しんでいました。3・4年生が班で仲良く行動し協力し合い、秋の一日を楽しむことができたので思い出に残る校外学習となりました。



6年生修学旅行

「当たり前のことを当たり前にし、小学校生活最後のイベントを成功させよう」のテーマのもと、10月1日(木)・2日(金)の2日間、6年生は修学旅行へ出かけました。例年のコースは鎌倉・東京方面ですが今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため静岡方面への修学旅行となりました。バスの中、見学先、ホテル内での感染症対策を万全にとりながらの制限された中ではありましたが、学校での学習を生かしながら楽しく安全に学んでいくことができました。修学旅行で学んだことを今後の学校生活に活かして行ってほしいです。6年生の感想を載せます。

私が修学旅行で思い出に残ったのは、エスパルスドリームプラザです。そこでは、班で行動してお土産を買ったり、ちびまる子ちゃんランドへ行ったりして、お金の使い方などのことが学べました。

思い出に残ったのは、水族館と博物館です。水族館では、クジラの骨とぬいぐるみを買ったことです。博物館は、恐竜とマンモスの化石を見たことです。

修学旅行は、小学校生活最高の思い出ができて最後のイベントを成功させる事ができて良かった。

修学旅行で楽しかったのは、水族館で、理由はウツボが口をパクパクするのがかわいかったから、また、ガラスが意外と厚くてびびくりしたからです。

わが家のアイドル

池谷 仁くん(長文)

令和元年7月19日生
父 秀仁さん 母 千代江さん



最近少しずつ歩けるようになってきました!

慶 弔

お悔やみ申し上げます

久保	板橋	笹久根	釜之前	大渡
佐藤	加藤	出羽	佐藤	出羽
マスエさん	三男さん	延代さん	幸二さん	久行さん
(9月届出)	93歳	66歳	88歳	71歳
				79歳

道志村保育所

運動会

9月26日(土)道志村保育所運動会が開催されました。雨天のため体育館での開催となりましたが、子どもたちは元気いっぱいに練習の成果を十分に発揮し、いきいきと競技に取り組みました。



日	Sun.	月	Mon.	火	Tue.	水	Wed.	木	Thu.	金	Fri.	土	Sat.
1		2		3	文化の日	4	可 ₂ 不	5		6	可 ₁	7	可 ₂
●粗大ごみ収集 善之木体育館 7:00～12:00 ●やまゆりセンターまつり やまゆり 8:30～20:00 ～4日まで						●ウォーキング		●緊急地震速報訓練 防災行政無線 10:00 ●つぼみっこくらぶ やまゆり 9:30					
8		9		10	可 ₁ 缶	11	可 ₂ 不	12		13	可 ₁	14	可 ₂
●粗大ごみ収集 やまゆり 7:00～12:00		●浜ちゃん運動教室 やまゆり 13:30 ●秋季火災予防運動 9日～15日		●民生委員会 やまゆり 19:00		●ウォーキング							
15		16		17	可 ₁ 缶	18	可 ₂ 不	19		20	可 ₁	21	可 ₂
●粗大ごみ収集 道志小中学校 7:00～10:00 旧道志小学校 10:00～12:00		●浜ちゃん運動教室 やまゆり 13:30				●ウォーキング							
22		23	勤労感謝の日	24	可 ₁ 缶	25	可 ₂ 不	26		27	可 ₁	28	可 ₂ 再
●粗大ごみ収集 みなもと体験館 7:00～10:00 月夜野消防団詰所 10:00～12:00						●ウォーキング		●農業委員会総会 役場 2階 19:00				●資源ごみ収集 みなもと体験館 7:30～7:50 旧道志小学校 8:00～8:30 やまゆりセンター 9:00～9:30 善之木いこい 10:00～10:30	
29		30		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>広報どうしとカレンダーに記載しているイベントは新型コロナウイルスの影響により中止または延期の可能性があります。 イベントの開催に関しては村の告知端末または村のHPでご確認下さい。</p> </div>									
		●浜ちゃん運動教室 やまゆり 13:30											


納期のお知らせ

11/30 国民健康保険料(第4期)
後期高齢者医療保険料(第5期)
介護保険料(第4期)

★ 12月の主な予定

公共施設電話番号

■ 医科診療所… ☎ 5 2 - 2 0 4 0 ■ 道志村役場(代)… ☎ 5 2 - 2 1 1 1
 ■ 歯科診療所… ☎ 5 2 - 2 1 5 5 ■ 教育委員会… ☎ 5 2 - 1 0 2 0
 ■ 保育所… ☎ 5 2 - 2 2 3 9
 ■ 都留市消防署
 道志出張所… ☎ 5 2 - 1 1 1 9
 ■ 道志駐在所… ☎ 5 2 - 2 0 3 3

HPアドレス
<http://www.vill.doshi.lg.jp>


可₁ ……可燃ごみ収集(長又～川原畑) 再 ……再資源化物収集(長又～久保)
 可₂ ……可燃ごみ収集(和出村～月夜野)
 缶 ……アルミ缶・スチール缶収集(長又～月夜野)
 不 ……不燃ごみ収集(長又～月夜野)

令和2年11月の診療予定カレンダー

	日 Sun.	月 Mon.	火 Tue.	水 Wed.	木 Thu.	金 Fri.	土 Sat.
	1	2	3	4	5	6	7
AM	休診日	休診	文化の日	一瀬 (整形外科)	新井 (小児科)	水島 (内科)	休診日
PM							
	8	9	10	11	12	13	14
AM	休診日	水島 (内科)	一瀬 (整形外科)	一瀬 (整形外科)	休診	水島 (内科)	休診日
PM							
	15	16	17	18	19	20	21
AM	休診日	水島 (内科)	一瀬 (整形外科)	一瀬 (整形外科)	新井 (小児科)	休診	休診日
PM							
	22	23	24	25	26	27	28
AM	休診日	勤労感謝 の日	一瀬 (整形外科)	一瀬 (整形外科)	新井 (小児科)	水島 (内科)	休診日
PM							
	29	30					
AM	休診日	水島 (内科)					
PM							

●診療時間
 午前の部 8:30 ~ 12:00 (受付 11:30 まで)
 午後の部 13:00 ~ 17:00 (受付 16:30 まで)

新型コロナウイルス感染症予防のため、診療所を受診する方は事前に電話連絡 (52-2040) をお願いします。

memo